

定住自立圏形成協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と長洲町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年1月26日付總行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第4(1)に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市

(代表者) 市長 古賀道雄

乙) 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
長洲町

(代表者) 町長 中逸博光

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 福祉

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------------|--|--|---|
| 高齢者等徘徊SOSネットワークの構築 | 認知症高齢者等の行方不明者を早期に発見するため高齢者等徘徊SOSネットワークの構築を図り、定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）において高齢者等が安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、高齢者等徘徊SOSネットワークの構築を図り、高齢者等になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、取組の調整を図る。 | 甲と連携し、高齢者等徘徊SOSネットワークの構築を図るとともに、乙の区域の関係機関との連携を図る。 |

2 教育・文化

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------------|---|---|--|
| 圏域内の図書館の相互利用 | 圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組む。また、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図るとともに、取組の調整を行う。 | 甲と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、乙の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図る。 |

3 産業振興

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------------------|--|---|---|
| 重要港湾三池港を活用した産業の振興 | 重要港湾である三池港の圏域内共有物流拠点としての整備や活用促進を図り、圏域経済の活性化及び産業の振興を推進する。 | 三池港港湾計画に基づく港湾整備を促進するため、事業主体である国や福岡県との連携を強化するとともに、地元関係者との調整を図る。また、三池港の利用を促進するために、マイポートみいけ利用促進協議会等へ参画し、定期航路の維持及び拡大を図るとともに、支援事業情報に | 甲と協力し、圏域内の企業情報の共有化を図り、ポートセールスに協力する。また、甲が参画するマイポートみいけ利用促進協議会等で実施する支援事業情報について、地場企業への情報発信を行うとともに、企業育成を通じた産業の振興を推進する。 |

| | | | |
|---------|--|--|---|
| | | について、地場企業への情報発信を行う。さらに、乙に対し、三池港に関する各種情報を提供するとともに、圏域内の企業情報の共有化及び連携したポートホールスの展開により、港湾の活性化を図り産業の振興を推進する。 | |
| 中小企業の振興 | 産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「有明工業高等専門学校」という。）との交流事業を実施し、圏域の産学官の連携及び協力の推進を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。 | 有明広域産業技術振興会を中心に、乙及び関係機関と連携して、圏域における産官と有明工業高等専門学校との交流事業を実施し、産学官の連携及び協力の推進並びに調整を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展に取り組む。 | 有明広域産業技術振興会を中心に、甲及び関係機関と連携して、産学官の連携及び協力の推進を図り、圏域の中小企業の振興及び発展に取り組むとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。 |
| 民間人材の育成 | 民間人材を活用した圏域の振興を図るために、圏域における民間人材に対し、専門性の高い講座やセミナーの開催による新たな技術の取得の機会の提供などの取組を推進する。 | 乙と連携して、圏域全体の振興を図るために、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図るとともに、取組の調整を図る。 | 甲が実施する講座の受講生やセミナーの参加者の募集を行うとともに、甲の取組を支援し、民間人材の育成を図る。 |
| 雇用の促進 | 圏域の企業の情報発信や関係機関との連携などにより、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。 | 甲及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。 |
| 鳥獣害防止対策 | 圏域内の農業被害を軽減し、山村の機能を保全するため、甲及び乙の慣例による地域における有害鳥獣対策を行うとともに、必要に応じて、圏域内における連携した鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策を総合的に進める。 | 関係住民等との連携を図り、乙と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、乙と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組むとともに、取組の調整を図る。 | 関係住民等との連携を図り、甲と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、甲と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組む。 |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------------------|--|--|--|
| 地域公共交通の維持確保及び整備促進 | 圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等の公共交通ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持及び確保に取り組む。 | 乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者への運行支援を行うとともに、公共交通ネットワークの強化に関する取組の調整を図る。また、JR鹿児島本線の利便性の確保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行う。 | 甲及び関係機関等と連携して、主要な鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、乗り合いタクシーの運行やバス事業者への運行支援を行う。また、JR鹿児島本線の利便性の確保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行う。 |

2 道路等の交通インフラの整備

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|---------|---|---|---|
| 道路整備の促進 | 圏域内の道路交通のネットワーク化を図るため、国、福岡県、熊本県等の関係機関と連携して、圏域に必要な道路網の整備に取り組む。 | 乙及び国、福岡県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、当該道路や主要幹線道路とのアクセスの向上のための道路整備に取り組むほか、道路交通のネットワーク化を図るための調整を行う。 | 甲及び国、熊本県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、当該道路や主要幹線道路とのアクセスの向上のための道路整備に取り組む。 |

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|------------------|--|--|---|
| 地域資源をいかした圏域内外の交流 | 魅力ある圏域づくりのため、地域資源をいかしたにぎわい交流拠点の整備を行うとともに、圏域内外との交流の促進を図る。 | 地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進めめる。また、地域のまつり等を通じて娛樂及 | 乙の区域内に存在する地域資源の魅力の向上を図り、圏域内外の住民に対して、地域のまつり等を通じて、娛樂及び体験の機会を提供する。 |

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| | | び体験の機会を提供するとともに、取組の調整を図る。 | |
| 戦略的な 広域観光の 振興 | 圏域内に存在する 様々な観光資源及び地 域資源の積極的な活用 並びに情報発信を行 うとともに、鉄道、道路 等を活用した交流人口 の増加を促進する。 | 乙及び関係機関と連 携して、圏域内に存在 する様々な観光資源及 び地域資源を積極的に 活用した観光ルートの 設定を行い、広域マッ プの作成及び情報の發 信を行うとともに、取 組の調整を図る。 | 甲と連携し、圏域内 に存在する様々な観光 資源及び地域資源を積 極的に活用した観光ル ートの設定を行い、広 域マップの作成及び情 報の發信を行う。 |

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------------|---|---|--|
| 圏域における人材の育成 | 圏域内職員の資質の向上及び圏域マネジメント能力の向上を図るために、合同研修を行うとともに、関係機関への研修派遣を実施する。 | 政策形成能力や組織運営能力の向上等に資する合同研修の企画を行い、当該合同研修に関する情報を提供するとともに、乙の求めに応じて乙の職員に対して、当該合同研修への参加の機会を提供する。また、甲の職員の育成を図るために、関係機関への研修派遣を実施する。 | 政策形成能力や組織運営能力の向上等に資する研修を行うとともに、甲が実施する職員研修に乙の職員を参加させる。また、乙の職員の育成を図るために、関係機関への研修派遣を実施する。 |

2 圏域内職員の交流

| 取組事項 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-------------|---|---|---|
| 圏域における人材の交流 | 圏域内職員の広域的視点でのマネジメント能力の強化及び連携の促進を図るために、圏域内における人事交流の実施についての検討を行う。 | 乙と相互に連携しながら、幅広い視野と新たな発想による甲の職員の問題解決能力等の向上を図るために、相互の先進的な取組をいかした圏域内における人事交流の実施についての検討及び調整を行う。 | 甲と相互に連携しながら、幅広い視野と新たな発想による乙の職員の問題解決能力等の向上を図るために、相互の先進的な取組をいかした圏域内における人事交流の実施についての検討を行う。 |